

7 瀬戸内海環境保全対策

(5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ① 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、令和5年12月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図7-8に示す。

表 7-6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数（行為の種類別）

府 県 名	行 為 の 種 類						備 考
	工作物の 新 築	土地の形 の 変 更	鉱物の掘採	土石の採取	その他	計	
大 阪	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
兵 庫	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
和 歌 山	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
岡 山	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
広 島	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
山 口	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
徳 島	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
香 川	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
愛 媛	0	0	0	0	1	1	勧告・助言なし
福 岡	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
大 分	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
計	0	0	0	0	1	1	

注) 令和5年1月～令和4年12月末まで

出典：環境省調べ

我が国における海洋保護区の設定のあり方（第8回総合海洋政策本部会合了承）

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進することとされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。